

誘致イオン

# 委託料支払い脱法

## 東久留米市監査委員が報告

東久留米市監査委員は十八日、市の大型ショッピングセンターイオン誘致にかかると「地区計画策定業務委託」に伴う委託料支払いについて「地方自治法に逸脱している」とは明白」との報告を市に提出しました。

「地区計画策定業務委託」契約は大手のパシフィックコンサルタンツと二〇〇四年四月二十二日に六百四万円で購入しました。

実施の指導を受けたことから契約期間を延期した期間内に終了する見込みが立たず、〇六年二月九日に契約を解除せざるを得なくなりました。

その際に、業者から実際には納品されなかった製品まで含めて支払いが行われていたことが発覚し、市と業者の癒着が明らかになったものです。野崎重弥市長は二十日の市議会本会議で「私と副市長の責任につきましても、『不適切な事務執行に係る再発防止検討委

員会』の結論。『東久留米市職員懲戒分限審査委員会』の答申を待って、責任を明らかにしたい」と述べました。

## 共産党は撤回要求

**解説** イオン誘致予

定地は第一種中高層住宅地で、市の「都市計画マスタープラン」(基本計画、都市マス)では流通業務地(産業拠点)と位置づけています。

現行の都市マスの規定では大型商業施設は出店できないにもかかわらず、市は「都市マスに合致している」との立場をとってイオン誘致をすすめてきました。

今回の監査結果は、自民・公明を与党とする野崎市政が市商工会や商店会、地域住民・自治会などの反対を無視して強引に進めているイオン誘致に大きな打撃となるものです。

日本共産党市議団は事件の背景に市長の強引なイオン誘致があることを指摘し、不正が発覚したイオン誘致計画を白紙に戻して市民参加での計画見直しを求めています。